

## 平成25年度統計法施行状況報告に関する審議の進め方について（案）

平成26年 6月16日  
基本計画部会決定

統計法（平成19年法律第53号）第55条第3項の規定に基づく平成25年度における統計法の施行の状況に関する報告（以下「平成25年度施行状況報告」という。）の審議については、以下のとおり進めることとする。

### 1 審議の視点

平成25年度施行状況報告に掲げられた公的統計の作成・提供に関する各府省の取組状況の確認等を通じ、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（以下「基本計画」という。）に掲げられた取組の一層の充実を図るとともに、公的統計の体系的整備の推進を図る。

### 2 審議の対象・方法

#### （1）第Ⅰ期基本計画の施行状況報告

第Ⅰ期基本計画（平成21年3月13日閣議決定）の取組状況については、平成24年度及び25年度に網羅的な精査を実施し、平成26年度以降に取り組むべき事項は基本的に第Ⅱ期基本計画（平成26年3月25日閣議決定）に盛り込まれている。したがって、平成25年度施行状況報告審議においては、平成24年度施行状況に関する審議結果<sup>（注）</sup>のうち、①平成25年度末までに実施予定とした事項及び②第Ⅱ期基本計画期間に継続実施が見込まれるとした事項（委員の意見を踏まえて審議すべきとされる事項に限る。）を対象に、平成25年度における取組状況を確認し、改善の余地等を検討する。

（注） 「平成24年度統計法施行状況に関する審議結果（平成25年10月9日内閣府統計委員会）」の他、それをまとめるために開催した基本計画部会及びワーキンググループにおける審議の結果を含む。

#### （2）第Ⅱ期基本計画において統計委員会が実施するとされた事項

第Ⅱ期基本計画においては、公的統計の整備に関する施策の更なる推進を図るため、①これまで統計委員会に諮問されていない基幹統計を中心に確認すること、及び②統計委員会の答申に示した「今後の課題」に係る対応状況をフォローアップすることが統計委員会の新たな役割として盛り込まれている。これらの事項への対応については、第Ⅱ期基本計画の期間を見据えて平成26年度の取組方針を定め、確認及びフォローアップを集中的に進める。

また、前記①及び②の他に、③統計調査の実施現場の現状把握、及び④府省横断的な統計上の課題に関する研究や学会等との連携強化方策についての検討が記述されている。これらの事項への対応は、③については個々の諮問審議に係る部会構成員に対

する説明等、④については統計委員会担当室が行う委託研究等、統計委員会に関する個々の取組を通じて随時進めるなど、効率的に対応する。

#### 第Ⅱ期基本計画（抜粋）

- ① 社会経済情勢の変化、経済構造統計を始めとする統計の新設、整理及び統合等を踏まえ、これまで統計委員会に諮問されていない基幹統計（基幹統計調査）を中心に、品質評価の要素に沿った見直し状況や基幹統計としての重要性及び必要性の充足状況等について計画的に確認
- ② 統計委員会の諮問審議の答申に示した「今後の課題」について、一定期間を経過したのからその対応状況を計画的にフォローアップ
- ③ 統計調査の実施現場の現状を把握するため、統計委員会委員による統計調査員への同行等の実情視察等を行い、統計委員会の審議に活用
- ④ 統計法施行状況審議や個別の諮問審議において把握した府省横断的な統計上の課題（欠測値補完、歪みの強い分布に関する推計の改善、サービスの質の計測に関する動向等）に関する研究や日本学術会議及び関連学会との連携強化方策について検討し、取組を推進

### （3）その他

平成25年度施行状況報告のうち（1）及び（2）以外の事項については、委員の意見を踏まえて審議対象事項を選択した上で、効率的に確認・検討する。

## 3 審議の手順

平成25年度施行状況報告審議は、審議範囲が多岐に及ぶことや、他の個別諮問案件の審議も勘案して、基本計画部会における審議期間を平成26年6月から平成27年3月までとし、以下の手順で進める。なお、基本計画部会は、統計委員会と同日開催を原則とするとともに、審議事項の選択と集中により審議の効率化を図る。

### （1）第Ⅰ期基本計画の施行状況報告

総務省から概括的な報告を受けた後、委員の意見を踏まえて、各府省からの聴取項目・ポイントを絞り込んだ上で、基本計画部会において関係府省から説明を求めるなど、審議の重点化を図る。

### （2）第Ⅱ期基本計画において統計委員会が実施するとされた事項

今回が初めての取組であることから、委員の間で検討を進め、（1）に関する審議を終えた後に平成26年度の取組方針を決定し、基本計画部会における確認及びフォローアップを進める。

### （3）その他

審議事項に応じ、関連する部会の構成員を中心に検討を進め、当該部会長が基本計画部会に検討結果を報告する。

## 4 審議結果

審議結果は、2（1）、（2）ごとに報告書として取りまとめ、統計委員会に報告する。

## 5 審議スケジュール

別添のスケジュールを基本とし、平成27年3月までに報告を取りまとめる。

別添

平成25年度施行状況報告 基本計画部会審議スケジュール（想定）

年月	事項
26年6月	平成25年度施行状況報告 進め方決定
7月	(1) 第I期基本計画の施行状況報告 聴取項目等の絞り込み
8月	関係府省から聴取
9月	審議結果報告の取りまとめ
10月	(2) 第II期基本計画において統計委員会が実施するとされた事項 取組方針決定
11月	確認及びフォローアップ
12月	
27年1月	
2月	審議結果報告の取りまとめ
3月	